

給 2 — 1 3 1

令和3年12月24日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1 1—1 0（職員の降給）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 1 1—1 0（職員の降給）の運用について（平成 2 1 年 3 月 1 8 日給 2—2 6）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 4 年 1 0 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第 4 条及び第 5 条関係 1～8 （略） 9 各庁の長は、第 4 条第 1 号イ 又は第 5 条の「 <u>全体評語が下位</u> 又は「 <u>不十分</u> 」の段階である場 合」に該当するときは、職員に 対して、人事評価の基準、方法	第 4 条及び第 5 条関係 1～8 （略） 9 各庁の長は、第 4 条第 1 号イ 又は第 5 条の「 <u>定期評価の全体</u> <u>評語が最下位</u> 」の段階である場 合」に該当するときは、職員に 対して、人事評価の基準、方法等

等に関する政令（平成21年政令第31号）第10条又は第11条（同令第14条及び第18条第2号において準用する場合を含む。）に規定する評価結果の開示又は指導及び助言に当たり、勤務実績不良の状態が改善されない場合には降格又は降号の可能性のあることを伝達するものとする。

に関する政令（平成21年政令第31号）第10条又は第11条（同令第14条及び第18条第2号において準用する場合を含む。）に規定する評価結果の開示又は指導及び助言に当たり、勤務実績不良の状態が改善されない場合には降格又は降号の可能性のあることを伝達するものとする。

以 上